

河川敷一時使用届（竹木の伐採）

【届出者記載欄】

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所 河原流域治水出張所長 殿

使用者 住 所
氏 名

（ 担当者
連絡先 ）

下記のとおり、河川敷内の竹木を伐採したいので届け出ます。

伐採日時	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで
伐採目的	
伐採場所	
伐採量	
現地責任者	
備考	

※ 使用内容が自由使用の範疇とは認め難いものについては、原本を返却しますので、改めて協議して下さい。

<p>上記届出内容の受付につきましては、河川区域内における軽易な伐採行為について、本使用届を事前に提出頂いたものです。よって河川敷内の竹木の採取を認める趣旨のものではございません。</p> <p>なお、伐採にあたっては、下記のことにご留意下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を行うこと。 他の河川敷利用者の支障とならないよう留意すること。 堤防付近での伐採を行わないこと。 伐採後は整地、清掃を行うこと。 伐採した竹木を処分以外の目的で河川区域外に持ち出さないこと。 降雨時には使用者において気象情報、水位情報及びダム放流情報を逐次把握し、危険が生じるおそれがあるときは速やかに避難すること。 河川情報については、下記アドレスへ接続することによって、携帯端末を利用した入手が可能であるため、必要に応じて積極的に活用すること。 <p>アドレス：http://www.river.go.jp/（国土交通省「川の防災情報」）</p>	受付印欄
	担当者記載欄

河川敷一時使用届（竹木の伐採）（記入例）

【届出者記載欄】

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所 河原流域治水出張所長 殿

使用者 住 所

氏 名

押印省略可

担当

連絡先

下記のとおり、河川敷内の竹木を伐採したいので届け出ます。

伐採日時	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで 概ね1週間程度
伐採目的	橋梁補修工事に伴う仮設足場設置のための事前伐採
伐採場所	鳥取市〇〇町△△123番地先 ●●川 左岸または右岸 0 k 0 0 0（不明な場合は▲▲橋下流100m付近等でも可）
伐採量	何本または何m ³ 等
現地責任者	氏名と連絡先を記載（上記と同じ場合は同上で可）
備考	使用資機材を記載

※ 使用内容が自由使用の範疇とは認め難いものについては、原本を返却しますので、改めて協議して下さい。

<p>上記届出内容の受付につきましては、河川区域内における軽易な伐採行為について、本使用届を事前に提出頂いたものです。よって河川敷内の竹木の採取を認める趣旨のものではございません。</p> <p>なお、伐採にあたっては、下記のことにご留意下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を行うこと。 他の河川敷利用者の支障とならないよう留意すること。 堤防付近での伐採を行わないこと。 伐採後は整地、清掃を行うこと。 伐採した竹木を処分以外の目的で河川区域外に持ち出さないこと。 降雨時には使用者において気象情報、水位情報及びダム放流情報を逐次把握し、危険が生じるおそれがあるときは速やかに避難すること。 河川情報については、下記のアドレスへ接続することによって、携帯端末を利用した入手が可能であるため、必要に応じて積極的に活用すること。 <p>アドレス：http://www.river.go.jp/（国土交通省「川の防災情報」）</p>	受付印欄
	担当者記載欄

添付書類

- ・位置図・・・・・・・・管内図、ネット地図等何でも構いません。
- ・平面図・・・・・・・・河川区域のどの範囲か分かるように使用箇所を着色して下さい。
- ・提出方法等・・・**提出部数は1部** 持参、郵送、メールいずれでも構いません。
メールアドレス：sendai-gawa@cgr.mlit.go.jp
- ・その他・・・・・・・・記載内容に不備がある場合は、河原流域治水出張所から連絡させていただきますので、担当者の連絡先は必ず記入願います。
また、以下の注意事項を必ず一読のうえ遵守願います。

注1) 当該届出書で使用出来る期間は、概ね1週間程度です。

注2) 当該届出書は、河川区域内の竹木の採取を認めるものではありません。なお、伐採木や流木の配布予定については不定期ですので、鳥取河川国道事務所のホームページをご覧ください。河原流域治水出張所にお問い合わせ下さい。(0858-85-0517)

注3) 伐採した竹木を処分以外の目的で河川区域外に持ち出したり、販売したりしないで下さい。

注4) 堤防付近での伐採は行わないで下さい。また、伐採後は整地、清掃を行って下さい。

注5) 当該届出書は、河川区域内を排他的・独占的に使用を認めるものではありません。他の河川敷利用者の支障とならないよう留意して下さい。

注6) 河川区域内を使用する場合は、交通事故、作業事故、第三者被害のないよう十分注意して下さい。

注7) 堤防や樋門、観測所等の国が管理する施設を傷めないで下さい。損傷した場合は、原因者の負担により原型復旧してもらいます。

届出書の下段の事項と重複する内容もありますが、併せて留意願います。